1 はじめに

(1) バリアフリー法の改正

我が国は、総人口の減少と急速な高齢化の進行により、65歳以上の高齢者が令和元年には全体の28%にものぼる超高齢化社会となりました。こうした中、高齢者や障害者、妊産婦、外国人も含めたあらゆる人が社会活動を営むことができる社会を実現するための環境の整備が求められ、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が施行されました。この法律は、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。

平成30年の改正バリアフリー法では、新たな理念規定として、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を明確に位置づけるとともに、国及び国民の責務として高齢者、障害者等に対する支援が「こころのバリアフリー」の重要なポイントとして明記されました。

また、公共交通施設や道路についてバリアフリー基準適合義務の対象が拡大されるなど、公共交通事業者等によるハード・ソフトの一体的な取り組みの推進が規定されています。 これらを受けて、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取り組み強化として、 市全体のバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度が創設されています。

(2) 奈良市ユニバーサルデザインマスタープランとは

本市では、平成26年3月にJR奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区を重点整備地区として設定した「奈良市バリアフリー基本構想」を策定し、翌年の平成27年7月には、同基本構想で定めた実施すべき特定事業等に基づいた「奈良市バリアフリー特定事業計画」を策定、当該地区のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

本市においては、このたびの法改正を受け、市全体におけるバリアフリー化の基本的な方向性と実現に向けた取り組みの方針を示す計画として、「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」を策定します。

本マスタープランを策定することにより、地域、事業者、行政に対して、バリアフリー化への 取り組みに向けた意識醸成と合わせ、段階的なバリアフリー化の推進を図ります。

(3) 国が目指す方向性

国民ひとりひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、地域住民 皆で、年齢や障害の有無等にかかわりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に 向けた取り組みを推進します。

(4) マスタープランの位置づけ

本市では、「共生社会」の実現を推し進めるべく、従来のバリアフリー基本構想の考え方に加え、福祉分野の視点をさらに加味した本マスタープランを作成し、関連施策との連携により取り組んでいきます。

「共生社会」の実現

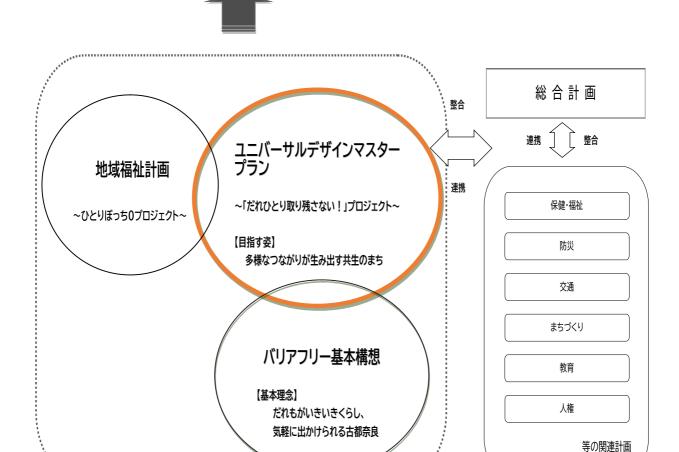


図 1.1 マスタープランの位置づけ

(5)計画期間

具体的な事業を位置づける「奈良市バリアフリー基本構想」については、目標年次を設定し、 実現に向けて着実に取り組みを推進していき、本マスタープランは、法改正や上位関連計画の 変更、奈良市の課題の変化等を踏まえ、必要に応じて基本構想と合わせて見直しを行うことと します。